

津野町検定チャレンジ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定（以下「漢検」という。）及び公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受検機会の拡大を目指し、もって児童生徒の漢字能力・英語能力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、漢検・英検を受検する児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内において津野町検定チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津野町補助金交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、津野町に住所を有する児童生徒および町立学校に区域外就学する児童生徒の保護者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、漢検・英検を受験した生徒1人あたりにつき、**毎年度漢検・英検が定める額を基準とし、4級以上を全額補助する。**

2 補助金の交付は、毎年度の漢検・英検の受験回について交付することを基本とする。ただし、各々の検定受験につき、毎年度生徒1人あたり1回の補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請については、保護者が行うものとする。保護者は、津野町検定チャレンジ補助金交付申請書（別記第1号様式）に受検証明書を添えて、受検した年度内に町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当と認めた場合には補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の交付を決定した者について、それぞれ翌月の末日までに申請者が指定した金融機関に、口座振り込みにより補助金を交付するものとする。

(特例)

第7条 規則第11条の規定に基づく実績報告及び規則第12条の規定に基づく補助金等の額の確定は、前条の検定チャレンジ補助金交付申請書によってなされたものとみなす。

2 規則第6条の決定通知は補助金の交付によってなされたものとみなす。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。